

駐車場法及びバリアフリー新法Q&A

○各法律の概要について

Q 1 : 駐車場法とは？

Q 2 : バリアフリー新法とは？

○用語解説

Q 3 : 「一般公共の用に供する駐車場」とは？

Q 4 : 「一般公共の用に供する駐車面積の合計」ってどこのこと？

Q 5 : 「路外駐車場」と「特定路外駐車場」って何が違うの？

Q 6 : バリアフリー新法の届出の対象とならない特定路外駐車場を知りたい。

○届出について

Q 7 : 届出の要件に当てはまるのかが分からない。

Q 8 : 届出からの流れを知りたい。

○よくある質問

Q 9 : 営業時間中は専用駐車場ですが、営業時間外は臨時的に有料で一般公共の用に供する場合、届出は必要ですか？

Q 10 : 一般公共の用に供されていない駐車場(届出不要)の判断基準を知りたい。

Q 11 : 駐車場の出入口を設ける道路が狭いのですが、大丈夫ですか？

Q 12 : 駐車場法施行令第 13 条の照度の確保について知りたい。

Q 13 : 駐車場法の届出をしないと罰則等がありますか？

【各法律の概要について】

Q 1 : 駐車場法とは？

⇒駐車場法は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し、必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的として昭和 32 年に制定されました。

なお、駐車場の設置及び管理規定の受理等の事務は「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」に基づき、吉川市都市計画課にて行っています。

Q 2 : バリアフリー新法とは？

⇒正式には「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」と言い、平成 18 年 6 月に施行されました。

この法律は、大規模なビルやホテル、飲食店を対象としたハートビル法(正称「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」と、駅や空港、バスといった公共交通を対象とした交通バリアフリー法(正称「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」)を統合した法律です。

本法律は、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、路外駐車場にバリアフリー基準(移動等円滑化基準)を設け、設置者に適合を求めるものです。

本法律で定める特定路外駐車場に該当する駐車場にあっては、届出が必要になります。

【用語解説】

Q 3 : 「一般公共の用に供する駐車場」とは？

⇒不特定多数の人が利用できる駐車場のことです。いわゆる「時間貸し駐車場」だけでなく、商業施設や病院等の駐車場も該当します。

なお、月極駐車場や従業員専用駐車場など、利用者が限定されている駐車場は対象となりません。

Q 4 : 「自動車の駐車用に供する面積」ってどこのこと？

⇒駐車マス(車室)の面積の合計を言います。車路や管理室等の面積は含まず、純粹に駐車用に供する部分の面積です。

Q 5 : 「路外駐車場」と「特定路外駐車場」って？

⇒路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車のための駐車施設であって、一般公共の用に供する駐車場であり、特定の者が利用する駐車場(月極駐車場や専用駐車場等)は含まず、一般的には、時間貸し駐車場、買い物客以外も利用可能な商業施設駐車場などが該当します。(駐車場法第2条第2号)

⇒特定路外駐車場(バリアフリー新法第2条第11号)とは、駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場のうち、自動車の駐車用に供する部分の面積が500㎡以上のものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものを言います。

ただし、道路附属物の駐車場、公園施設の駐車場、建築物及び建築物の附属施設の駐車場にあつては、バリアフリー新法の対象となる特定路外駐車場に当たりません。

Q 6 : バリアフリー新法の届出の対象とならない特定路外駐車場を知りたい。

＜道路附属物の駐車場とは＞

まず、道路の附属物とは、「道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物」とされており、道路法第 2 条第 2 項に掲げられているもののみを言います。（これを限定列举主義と言います。）

そして、道路法で言う道路附属物の駐車場とは、「自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接しており、道路法第 18 条第 1 項に規定する道路管理者が設けるもの」とされています。（道路法第 2 条第 2 項第 6 号）

なお、道路法第 18 条第 1 項で規定する道路管理者とは、国や県、市町村を対象としています。

＜公園施設の駐車場とは＞

まず公園施設とは、都市公園法第 2 条第 2 項に規定する都市公園の効用を全うするために設けられる施設を言います。例えば、広場や休憩所、噴水やぶらんこ等が挙げられています。（都市公園法第 2 条第 2 項第 1 号から第 9 号）

これら公園施設に附属している駐車場となります。

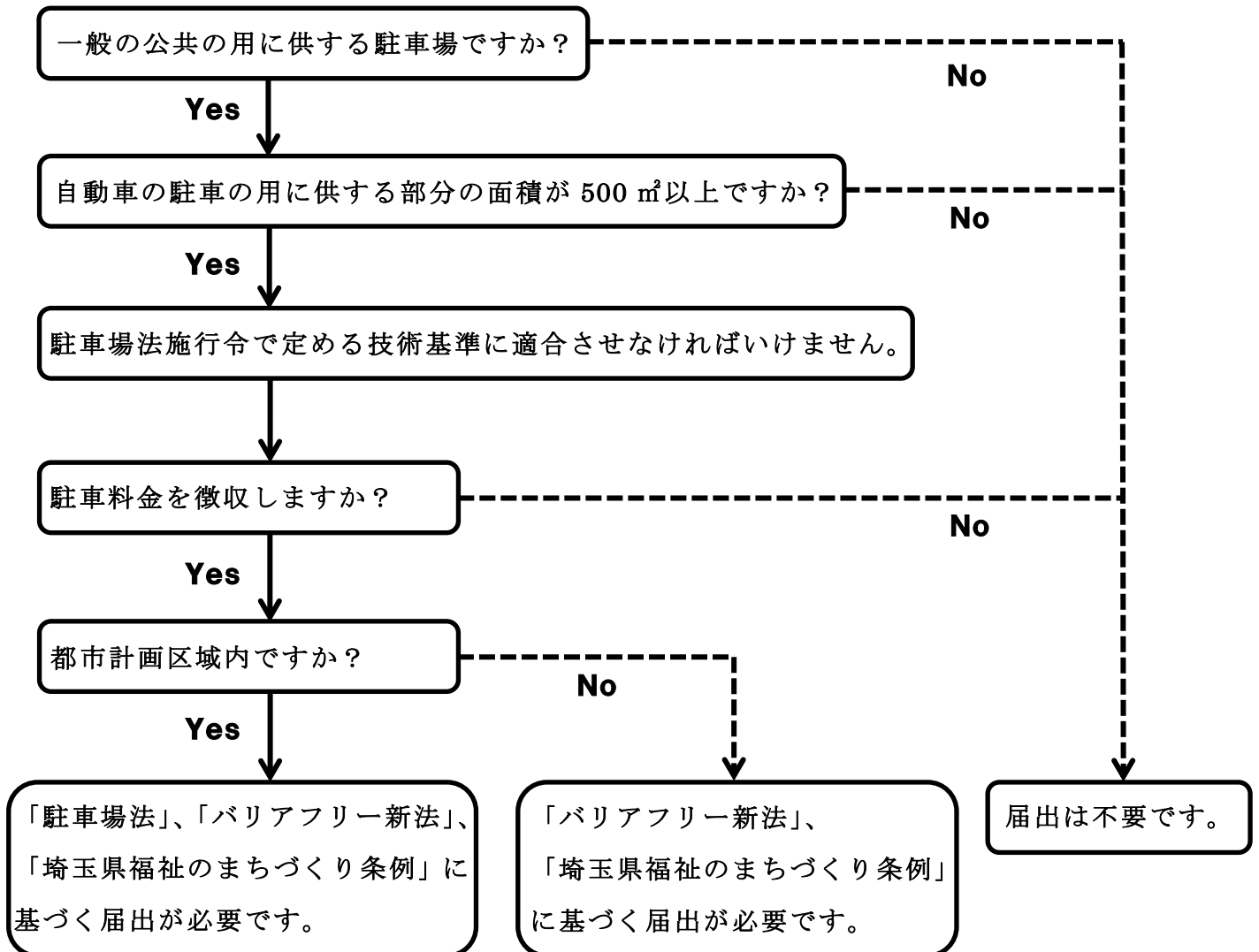
＜建築物及び建築物に附属する駐車場とは＞

駐車場自体が建築物である自走式や機械式駐車場を含む立体駐車場、ショッピングセンターや病院などの建築物に附属した駐車場を指します。

【届出について】

Q 7 : 届出の要件に当てはまるのかが分からない。

⇒「駐車場法」「バリアフリー新法」に基づく路外駐車場の届出の考え方は、以下のフローのとおりです。

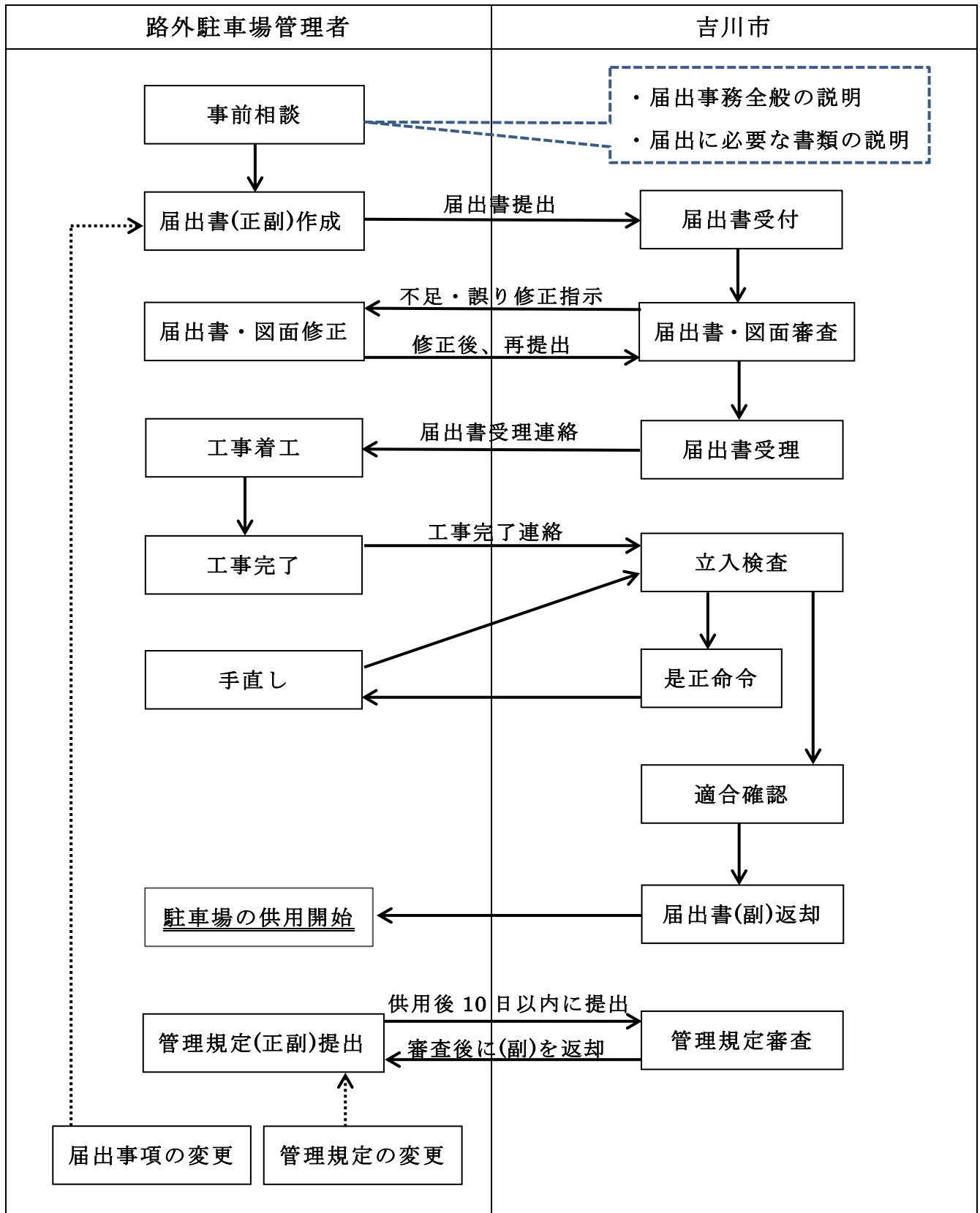


※吉川市は全域が都市計画区域に指定されています。

※特定路外駐車場(Q 6)に該当しない場合、バリアフリー新法の届出は不要です。

Q 8 : 届出の提出からの流れを知りたい

⇒以下の図が路外駐車場の設置・変更等届出事務の標準フローになります。



【よくある質問】

Q 9：営業時間中は専用駐車場ですが、営業時間外は臨時的に有料で一般公共の用に供する場合、届出は必要ですか？

⇒一時的又は短時間であっても、駐車場法第 12 条の規定により届出が必要になります。

Q 10：一般公共の用に供されていない駐車場(届出不要)の判断基準が知りたい。

⇒一般公共の用に供されていない場合とは、駐車場の利用者を限定し、その他の者の利用を恣意的に排除している場合を指します。具体的には、出入り口に管理人等を置き、一般の利用者を排除している場合等が挙げられます。

専用駐車場と明示し、管理規定において駐車場の利用者を限定する旨が規定されている場合であっても、その他の者の利用を恣意的に排除していない場合は、(管理人等が常駐していても)一般公共の用に供されていると解されます。

その他の場合については、駐車場の管理・運営状況を鑑み個別に判断しますので、都市計画課にご相談ください。

Q 11：駐車場の出入口を設ける道路が狭いのですが、大丈夫ですか？

⇒駐車場法施行令第 7 条第 1 項第 1 号ホにおいて、駐車場の出入口は幅員 6m 未満の道路に設ける事を禁止しています。なお、6m 以上の道路幅員の確保が必要とされるのは、出入口を挟む交差点から交差点までとされています。

補足になりますが、路外駐車場の前面道路が 2 以上ある場合(両方とも幅員 6m 以上)の自動車の出入口は、原則として自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路に設けることとされています。(駐車場法施行令第 7 条第 1 項第 2 号)

Q 12：駐車場法施行令第 13 条の照度の確保について知りたい。

① 駐車場法施行令第 13 条の照度の確保は、建築物の屋上部分を駐車場にする場合、屋根が無い場合にあっても建築物内(屋内)と同様に、規定されている照度を確保する必要がありますか？

⇒必要です。屋上なので昼間は太陽光により照度が確保されていますが、夜間は照度の確保が不十分となるため、規定照度を確保できる照明装置の設置をお願いいたします。

なお、建築物とは「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類するものを含む)」を言います。(建築基準法第 2 条第 1 項)

② 駐車場法施行令第 13 条では、当該駐車場の車路の路面で 10LX(ルクス)以上、自動車の駐車の用に供する部分(車室)で 2LX 以上の照度の確保を義務付けていますが、これは平均照度なのか、最低照度なのかを知りたい。

⇒平均照度ではなく、最低限確保すべき照度としています。つまり、車路の路面の一番暗い所で 10LX、駐車部分の床面の一番暗い所で 2LX を確保していただきます。

③ 照度の確保について、周辺環境を考慮し緩和等の措置はありませんか？

⇒照度の緩和等の措置はございません。

駐車場内の照度を確保していただきつつ、周辺環境については、壁を設置し周辺に光が漏れにくくしたり、照明の向きを変えるなどの対応をお願いいたします。

Q 1 3 : 駐車場法の届出をしないと罰則等がありますか？

⇒駐車場法第 21 条から第 24 条の規定により、罰金に処されることがあります。

なお、バリアフリー新法においても第 59 条から第 64 条にて罰金規定が設けられています。